

事務連絡
令和6年1月18日

各都道府県税制担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市税制担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治税務局 企画課
都道府県税課
市町村税課
固定資産税課

令和6年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての
留意事項等について

政府は、「令和6年度税制改正の大綱」について令和5年12月22日に閣議決定したところです。また、これに先立ち、「令和6年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党決定）が令和5年12月14日にとりまとめられたところです。

現在、「令和6年度税制改正の大綱」に沿って、地方税制に関する所要の法令案の作成を急いでいるところですが、さしあたり現段階における令和6年度地方税制改正の留意事項等について、別紙のとおりお知らせするとともに、今後の地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についても併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

(別紙)

第一 令和6年度地方税制改正

令和6年度税制改正においては、個人住民税の定額減税を実施するほか、法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人の見直し、令和6年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長、森林環境譲与税の譲与基準の見直し等の税制上の措置を講ずることとしている。

1 令和6年度税制改正の主な改正予定事項及び関連する留意事項

(1) 個人住民税

① 定額減税

令和6年度分の個人住民税について、定額による所得割の額の特別控除を次により実施することとしていること。

なお、個人住民税の定額減税に係る事務については、今月中に別途留意事項を通知する予定であり、当該通知等に沿って適切に対応いただくとともに、定額減税の趣旨・内容等について特別徴収義務者への丁寧な周知広報を行っていただきたいこと。

ア 納税義務者の所得割の額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

イ 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とする。

(ア) 本人 1万円

(イ) 控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。） 1人につき1万円

（注） 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）については、令和7年度分の所得割の額から、1万円を控除する。

ウ 特別控除の実施方法は、次による。

(ア) 給与所得に係る特別徴収の場合

a 特別徴収義務者は、令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収する。

b 地方公共団体は、令和6年度分の給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）に控除した額等を記載することとする。

c 特別徴収義務者は、令和6年分の給与支払報告書の摘要の欄に所得税額から控除した額等を記載することとする。

(イ) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合

- a 令和6年10月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等につき特別徴収をされるべき個人住民税の額（以下「各月分特別徴収税額」という。）から特別控除の額に相当する金額（当該金額が各月分特別徴収税額を超える場合には、当該各月分特別徴収税額に相当する金額）を控除する。
- b 特別控除の額に相当する金額のうち、上記a及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後令和6年度中に特別徴収される各月分特別徴収税額から、順次控除する。
- c 地方公共団体は、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人住民税の税額決定通知書に控除した額等を記載することとする。
- d 特別徴収義務者は、令和6年分の公的年金等支払報告書の摘要の欄に所得税額から控除した額等を記載することとする。

(ウ) 普通徴収の場合

- a 令和6年度分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額に相当する金額（当該金額が第1期分の納付額を超える場合には、当該第1期分の納付額に相当する金額）を控除する。
- b 特別控除の額に相当する金額のうち、上記a及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分以降の納付額から、順次控除する。
- c 地方公共団体は、令和6年度分の個人住民税の税額決定通知書に控除した額等を記載することとする。

エ 道府県民税及び市町村民税における特別控除の額は次のとおりとする。

(ア) 道府県民税における特別控除の額は、特別控除の額に、その者の道府県民税所得割の額をその者の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額とする。

(注) 上記の「道府県民税所得割の額」とは、特別控除の額を控除する前の道府県民税所得割の額をいい、上記の「市町村民税所得割の額」とは、特別控除の額を控除する前の市町村民税所得割の額をいう。

(イ) 市町村民税における特別控除の額は、特別控除の額から道府県民税における特別控除の額を控除して得た金額とする。

オ 特別控除の額は、他の税額控除の額を控除した後の所得割の額から控除することとする。

カ 以下の額の算定の基礎となる令和6年度分の所得割の額は、特別控除の額を控除する前の所得割の額とする。

(ア) 都道府県又は市区町村に対する寄附金税額控除（ふるさと納税）の特例控除額の控除上限額

(イ) 公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額

キ 特別控除による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

ク その他所要の措置を講ずる。

② 所得税における住宅借入金等特別税額控除の見直しに伴う措置

所得税において子育て特例対象個人に対する令和6年入居分に係る住宅借入金等特別税額控除の見直し等が行われたことに伴い、個人住民税においても所要の措置を講ずることとしていること。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填することとしていること。

③ 給与支払報告書等の光ディスク等による提出義務基準の引下げ

国税における支払調書等の e-Tax 又は光ディスク等による提出義務基準の引下げに伴い、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の e-LTAX 又は光ディスク等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等（給与支払報告書にあっては所得税に係る給与所得の源泉徴収票、公的年金等支払報告書にあっては所得税に係る公的年金等の源泉徴収票）の枚数を30枚以上（現行：100枚以上）に引き下げるとしていること。

(注) 上記の改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について適用することとしていること。

(2) 法人住民税・事業税

① 外形標準課税の適用対象法人について、次のとおり見直しを行うこととしていること。

ア 減資への対応

(ア) 外形標準課税の適用対象法人について、現行基準（資本金又は出資金（以下単に「資本金」という。）1億円超）を維持する。ただし、当分の間、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

(イ) 上記（ア）の措置が適用されるまでの間に「駆け込み」で減資を行う法人への対応として、施行日以後最初に開始する事業年度における外形標準課税の適用対象法人の判定については、上記（ア）にかかわらず、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする等の所要の経過措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和7年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用することとしていること。

イ 100%子会社等への対応

(ア) 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人（当該法人が非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合を除く。）又は相互会社・外国相互会社の100%子法人等のうち、当該事業年度末日の資

本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額（公布日以後に、当該100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合においては、当該配当に相当する額を加算した金額）が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

(イ) 「産業競争力強化法」（平成25年法律第98号）の改正を前提に、令和9年3月31日までの間に同法の特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた認定特別事業再編事業者（仮称）が、当該認定を受けた計画に従って行う一定の特別事業再編（仮称）のための措置として他の法人の株式等の取得、株式交付又は株式交換を通じて当該他の法人を買収（対価の額が100億円を超える場合又は1億円に満たない場合を除く。）し、その買収の日以降も引き続き株式等を有している場合には、当該他の法人（当該認定特別事業再編事業者（仮称）が当該計画の認定を受ける前5年以内に買収した法人を含む。）が行う事業に対する法人事業税については、当該買収の日の属する事業年度からその買収の日以後5年を経過する日の属する事業年度までの各事業年度においては、外形標準課税の対象外とする。

(ウ) 上記(ア)により、新たに外形標準課税の対象となる法人について、外形標準課税の対象となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額のうち、次に定める額を、当該事業年度に係る法人事業税額から控除する措置を講ずる。

- a 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額に3分の2の割合を乗じた額
- b 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額に3分の1の割合を乗じた額

(注) 上記の改正は、令和8年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用することとしていること。

ウ その他

外形標準課税の適用対象法人に係る中間申告の要否の判定については、現行、当該事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日の現況によることとしているが、上記ア・イの措置に伴い、前事業年度の事業税について外形標準課税の適用対象法人に該当したものであるどうかによることとする等の所要の措置を講ずる。

② 法人事業税付加価値割における賃上げへの対応

法人税における賃上げへの対応に合わせ、給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度について、次の措置を講ずることとしていること。

ア 法人が、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%

以上である等の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとする。

- イ 中小企業者等が、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上である等の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとする。

(注) 雇用安定控除との調整等所要の措置を講ずる。

③ 災害損失欠損金額の繰越控除の適用に係る所要の措置

災害が発生した日から6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額につき当該中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出により法人税額の還付を受けた場合における法人住民税の法人税割及び法人事業税の所得割について、次の措置を講ずることとしていること。

ア 当該中間期間の属する事業年度の法人住民税の法人税割の課税標準となる法人税額から当該災害損失欠損金額につき還付を受けた法人税額を控除し、控除しきれない額については翌事業年度以降に控除することとする。

イ 当該中間期間の属する事業年度の法人事業税の所得の計算上、当該還付を受けた金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額に相当する金額は益金算入せず、当該事業年度に生じた欠損金額について、繰越控除制度を適用する。

ウ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和6年4月1日以後に終了する事業年度から適用することとしていること。

④ 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、発電事業者が一般送配電事業者による託送供給により電気の供給を行う場合において当該託送供給の料金として支払うべき金額（発電側課金）に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を2年間に限り講ずることとしていること。

⑤ 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、小売電気事業者等が容量市場において広域的運営推進機関に支払うべき金額及び一般送配電事業者等が電源入札等において広域的運営推進機関に支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を3年間に限り講ずることとしていること。

⑥ 今般、法人税において、中小企業者等に係る賃上げ促進税制の見直し、イノベーションボックス税制の創設等が行われることを踏まえ、法人住民税及び法人事業税において国税に準ずる措置を講ずることとしていること。

(3) 固定資産税等

① 土地に係る固定資産税等の負担調整措置について

ア 土地に係る固定資産税の負担調整措置については、令和6年度評価替えに

おいて、負担水準のばらつきが拡大することが見込まれるところであり、まずは、こうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収斂させることに優先的に取り組むべきであることを踏まえ、税負担の公平性等の観点から、納税者の負担感に配慮しつつ、段階的に負担水準の均衡化を進めるため、令和6年度から令和8年度までの間、条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続することとしていること。

イ 一方、据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、本来、同じ評価額の土地については同じ税負担を求めることが基本であるため、税負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組が求められること。

ウ ア及びイを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産税の負担調整措置のあり方について、引き続き検討を行うこととしていること。

エ 据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続することとしていること。

オ 都市計画税及び国有資産等所在市町村交付金においても、固定資産税の改正に伴う所要の改正を行うこととしていること。

② 令和6年度固定資産の評価替えに当たっては、令和5年6月30日付け総務省告示第247号及び令和5年11月15日付け総務省告示第385号により、地価下落地域における土地の評価額の修正や、家屋の再建築費評点基準表の改正など、必要な措置を講じたところであり、これを踏まえ、評価替えに係る事務が円滑に進められるよう、適切に対応していただきたいこと。

③ 固定資産税等の特例措置のうち拡充等の主なものは次のとおりであり、このほか令和5年度末で適用期限を迎えるものについて延長等の所要の措置を講ずることとしていること。

ア 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）に規定する再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置のうち、太陽光発電設備については、現行の対象設備（政府の補助（ソーラーカーポート補助金）を受けて取得した一定の設備）を適用対象から除外し、同法に規定する認定発電設備の対象外であって、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備又はペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備を適用対象に加える等の見直しを行った上、適用期限を2年延長することとしていること。

イ 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（平成17年法律第85号）の認定を受けた事業者が総合効率化計画に基づき取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、適用対象となる附属機械設備にナンバープレート解析AIカメラ等を加え、ナンバープレート解析AIカメラ等に係る課税標準を最初の5年間価

格の2分の1とする等の見直しを行った上、適用期限を2年延長することとしていること。

ウ 「都市再生特別措置法」（平成14年法律第22号）に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間、価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とした上、適用期限を2年延長することとしていること。

本特例措置については地域決定型地方税制特例措置（いわゆる「わがまち特例」）を導入することとしたものであり、本特例措置の対象に係る固定資産税及び都市計画税の賦課徴収のためには、参酌基準による場合も含め、特例率を定める条例を制定する必要があること。

エ 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を2年延長することとしていること。

④ 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置における申告の見直し

新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該認定長期優良住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとしていること。

(4) 不動産取得税

- ① 住宅及び土地に係る不動産取得税の税率について、3%（本則4%）とする特例措置の適用期限を3年延長することとしていること。
- ② 宅地評価土地に係る不動産取得税の課税標準について、2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長することとしていること。
- ③ 「都市緑地法」（昭和48年法律第72号）等の改正を前提に、都市緑地法に規定する都市緑化支援機構（仮称）が都道府県等の要請に基づき取得した特別緑地保全地区等の区域内の土地に係る不動産取得税を非課税とする措置を創設することとしていること。
- ④ 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）に規定する鉄道事業再構築事業により鉄道事業者が譲渡を受けた一定の不動産に係る不動産取得税を非課税とする措置を創設することとしていること。

(5) 森林環境譲与税

森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を5.5割（現行：5割）に、人口の譲与割合を2.5割（現行：3割）に見直すこととしていること。

(6) 航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税の譲与基準について、着陸料に代えて、「航空機の重量×着陸回数（延べ重量）」及び旅客数を用いることとするほか、各譲与基準に基づく譲与割合を、延べ重量4分の1、旅客数4分の1、騒音世帯数2分の1（現行：着陸料2分の1、騒音世帯数2分の1）とし、激変緩和措置を講ずることにより、5年間かけて移行することとしていること。

(7) 地方消費税

① 消費税におけるプラットフォーム課税の導入に伴い、地方消費税について所要の措置を講ずることとしていること。

なお、上記の改正は、令和7年4月1日以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用するものであること。

② 公益信託の信託財産に係る取引については、その受託者に対し、当該受託者の固有資産に係る取引とは区別して消費税が課税されることに伴い、地方消費税について所要の措置を講ずることとしていること。

なお、現行の特定公益信託及び特定公益信託以外の公益信託について、所要の経過措置を講ずるものであること。

③ 消費税の不正受還付犯（未遂犯を含む。）の対象に、偽りその他不正の行為による更正の請求に基づく還付が加えられることに伴い、地方消費税について所要の措置を講ずることとしていること。

なお、上記の改正は、法律の公布の日から起算して10日を経過した日以後にした違反行為について適用するものであること。

④ 地方消費税の清算基準について、次の見直しを行い、令和6年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用することとしていること。

ア 消費に相当する額のうち、小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額について、平成26年商業統計及び平成28年経済センサス活動調査に基づき定める額から、令和3年経済センサス活動調査に基づき定める額に更新することとしていること。

イ 小売年間販売額について、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」並びにこれらに係る「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」及び「自動販売機による販売」の額を、「総務大臣が調査した額」とすることとしていること。

ウ 小売年間販売額について、経営組織別の統計表の「個人」のうち「小売業」の「売上（収入）金額」の欄の額を加算することとしていること。

エ サービス業対個人事業収入額について、令和3年経済センサス活動調査の「自動車賃貸業」及び「学術・開発研究機関」の欄の額を除外することとしていること。

(8) 軽油引取税

軽油引取税の課税免除の特例措置のうち、①について縮減、②について拡充、その他のものは適用期限を3年延長することとしていること。

- ① 船舶のうち、一定のレクリエーション（業として行うものを除く。）の用に供する船舶（いわゆる「プレジャーボート」）を適用対象から除外することとしていること。

（注）令和7年3月31日までに行われるいわゆる「プレジャーボート」の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りについては、課税免除とすることとしていること。

なお、いわゆる「プレジャーボート」の免税手続については、次の事項にご留意いただきたいこと。

ア 免税軽油使用者証の交付について、制度上その有効期間は3年を超えない範囲内において都道府県知事が定める期間とされているが、令和7年4月1日以後に行われる軽油の引取りについては課税免除とならないことから、当該免税軽油使用者証を交付する際は当該使用者に対してその旨を周知いただきたいこと。

イ 免税証の交付について、その有効期間が令和7年3月31日を超えない日とするなど、令和7年4月1日以後に当該免税証が流通しないよう、その管理を適正に行っていただきたいこと。

- ② 船舶の動力源に供する軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束に基づき、当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するために行う当該軽油の譲渡に係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、日独物品役務相互提供協定（仮称）の締結を前提に、同協定に基づきドイツ連邦共和国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合を適用対象に追加することとしていること。

(9) 狩猟税

対象鳥獣捕獲員等が受ける狩猟者の登録に係る課税免除又は税率の特例措置について、その適用期限を5年延長することとしていること。

なお、狩猟税は鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、狩猟税収の使途を明確にすること。

(10) 納税環境整備

- ① 地方公金に係るeLTAX経由での納付

eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加することとし、通常国会に提出予定である「地方自治法の一部を改正する法律案」（仮称）において地方税法を改正し、地方税共同機構の業務に公金収納事務を追加する措置を講ずることとしている

こと。

(注) 上記の改正は、同法律案に規定する施行の日から適用することとしていること。

② アメリカ合衆国の軍隊の構成員等が所有する自動車に係る自動車税等の種別割の徴収方法の見直し

アメリカ合衆国の軍隊の構成員等が所有する自動車に係る自動車税及び軽自動車税の種別割の徴収について、証紙を用いる方法に加え、普通徴収等の方法によることができるることとしていること。

③ 隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算金制度の整備

過少申告加算金又は不申告加算金に代えて課される重加算金の適用対象に、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を加えることとしていること。

(注) 上記の改正は、令和7年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する地方税について適用することとしていること。

④ 偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務の整備

偽りその他不正の行為により地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けた株式会社、合資会社又は合同会社がその地方団体の徴収金を納付し、又は納入していない場合において、徴収不足であると認められるときは、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執行する有限責任社員（その役員等を判定の基礎となる株主等として選定した場合にその株式会社、合資会社又は合同会社が被支配会社に該当する場合におけるその役員等に限る。）は、その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた地方団体の徴収金の額又はその株式会社、合資会社若しくは合同会社の財産のうち、その役員等が移転を受けたもの及びその役員等が移転したもの（通常の取引の条件に従って行われたと認められる一定の取引として移転したものを除く。）の価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負うこととしていること。

(注1) 上記の「被支配会社」とは、1株主グループの所有株式数が会社の発行済株式の50%を超える場合等におけるその会社をいう。

(注2) 上記の改正は、令和7年1月1日以後に滞納となった一定の地方団体の徴収金について適用することとしていること。

⑤ 保全差押え等を解除しなければならない期限の整備

納付又は納入の義務があると認められる者が不正に地方団体の徴収金を免れたことの嫌疑等に基づき一定の処分を受けた場合における地方団体の長が決定する金額（以下「保全差押金額」という。）を限度とした差押え又はその保全差押金額について提供されている担保に係る地方団体の徴収金について、その

納付し、又は納入すべき額の確定がない場合における当該差押え又は担保を解除しなければならない期限を、その保全差押金額をその者に通知した日から1年（現行：6月）を経過した日までとすることとしていること。

（注）上記の改正は、令和7年1月1日以後にされる保全差押金額の決定について適用することとしていること。

2 今後の検討事項等

与党税制改正大綱においては、地方税制と関連する来年度以降の税制改正における主な検討事項等について、次のとおり記載されているので、ご留意いただきたい。

（1）税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

過疎化や高齢化といった地方の課題の解決及び地方活性化に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図る。また、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

（2）扶養控除等の見直し

児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校年代まで延長されることとなる。

これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

さらに、扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において適切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。

具体的には、各府省庁において、今回の扶養控除の見直しにより影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、課税総所得金額や税額等が変化することによる各制度上の不利益が生じないよう適切な対応を行うとともに、各地方公共団体において独自に実施している事業についても同様に適切な対応を行うよう周知するなど所要の対応を行う必要がある。

扶養控除の見直しについては、令和7年度税制改正において、これらの状況等を確認することを前提に、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。

ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げる。

また、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。

こうした見直しについて、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得る。

(3) 屋外分煙施設等の整備の促進

望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園などの場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする。

(4) 固定資産税の新築住宅特例

新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置については、社会経済の情勢等を踏まえ、安全安心な住まいの実現など住生活の安定の確保及び向上の促進に向け国として推進すべき住宅政策との整合性を確保する観点から、地方税収の安定的な確保を前提に、そのあり方について検討する。

(5) 地方税務手続のデジタル化

地方税関係通知のうち、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、e-LTAX及びマイナポータルの更改・改修スケジュール等を考慮しつつ、納税者等からの求めに応じて、e-LTAX及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。

個人住民税において、扶養控除等を公正に適用するため、税務システムの標準化等のスケジュールを考慮しつつ、市町村が扶養に関する情報をより効率的に把握できる情報連携の仕組みを検討する。

今後、デジタル社会の基盤として個人番号（マイナンバー）を活用することがますます重要になる。このため、課税情報とマイナンバーの紐付けが確実に行われることが必要であることから、地方公共団体において適切かつ速やかな紐付け及び副本登録が確実に行われるよう促すこととし、令和6年度中を目途に地方公共団体における実施状況のフォローアップを行う。

3 改正増減収、令和6年度の地方税収入見込額等

- (1) 令和6年度の地方税制改正に伴う令和6年度の地方税の影響額として9,295億円の減収を見込んでおり、そのうち、地方税制改正によるものを9,235億円の減収、国の税制改正の影響に伴うものを60億円の減収と見込んでいる。
- なお、この他に、国の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の影響額として1億円の減収を見込んでいる。
- (2) 令和6年度の地方税収入見込額（通常収支分と東日本大震災分の合算額）については、税制改正後において、前年度当初見込額に比し1,988億円、0.5%減の4兆7,409億円（道府県税にあっては0.5%の減、市町村税にあっては0.4%の減）になるものと見込まれる。主要税目では、道府県民税のうち所得割4.1%の減、法人税割0.0%の増、法人事業税4.3%の増、地方消費税2.9%の減、市町村民税のうち所得割4.0%の減、法人税割3.6%の増、固定資産税（交付金を除く。）1.4%の増となる見込みである。この地方税収入見込額は、地方団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要がある。
- (3) 地方譲与税の収入見込額は、2兆7,293億円（前年度比1,292億円、5.0%増）である。その内訳は、地方揮発油譲与税2,153億円（同11億円、0.5%減）、石油ガス譲与税43億円（同7億円、14.0%減）、航空機燃料譲与税143億円（同9億円、5.9%減）、自動車重量譲与税3,013億円（同139億円、4.8%増）、特別とん譲与税114億円（同10億円、8.1%減）、森林環境譲与税641億円（同141億円、28.2%増）及び特別法人事業譲与税2兆1,186億円（同1,049億円、5.2%増）となっている。

第二 その他

上記のほか、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 地方税の手続については、情報通信技術の進展を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減及び公平かつ適正な課税の実現を図る観点から、以下のように、セキュリティを確保しつつ、簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進めることが重要であること。
- ① 地方税共同機構が管理するe-LTAXについては、多くの納税企業等の端末や地方団体のシステムと接続されることから、障害等の防止に万全を期す必要があり、各地方団体においても自らの基幹税務システム等の情報セキュリティ対策に遺漏がないようにするとともに、正確かつ安全なデータを送受信する必要があることに留意すること。

また、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和4年3月25日改定）において、eLTAXについては、必要なセキュリティ対策を講じた上で、LGWANを経由してマイナンバー利用事務系と双方向でのデータの移送を可能とする旨明記されたことから、税務事務の効率化の観点から、同ガイドラインに記載されたセキュリティ対策を講じた上で、各地方団体の基幹税務システム等とeLTAXとの双方向のデータ移送に積極的に取り組んでいただきたいこと。

さらに、情報システム機器の廃棄等については、機器内部の記憶装置からの情報漏えいのリスクを軽減する観点から、情報を復元困難な状態にする措置を徹底する必要があることから、「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」（令和2年5月22日付け総行情第77号総務省自治行政局地域情報政策室長通知）を踏まえ、適切に対応すること。

- ② eLTAXを通じた申告・申請手続については、地方法人二税や固定資産税（償却資産）、事業所税の申告、個人住民税の給与支払報告書の提出など、主として法人が行う手続を中心として、順次、対象手続が拡大された。加えて、令和4年度税制改正により、地方税法令上は、納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、実務的な準備が整ったものから順次、eLTAXを利用して行うことが可能となった。これを受け、令和5年10月に地方たばこ税、ゴルフ場利用税、入湯税及び宿泊税の申告の手続も対象に追加された。また、令和6年10月からは軽油引取税、令和7年1月からは固定資産税（大臣（知事）配分資産）の申告の手続についても対象に加えられる予定である。各地方団体においては、引き続き、必要な準備を確実に進めていただき、電子申告等を活用した業務の効率化を進めるとともに、eLTAXの更なる活用に向けて、法人、個人事業主及び税理士会（各支部を含む。）等への積極的な周知と利用の促進に取り組んでいただきたいこと。
- ③ 令和元年10月から稼働した地方税共通納税システムは、地方法人二税等の対象税目について、一度の手続で複数の地方団体に対し電子納税を行うことが可能となるものである。同システムについては、令和4年度の実績として、払込件数（eLTAXから地方団体への払込件数）は約1,215万件（前年同期：約761万件、+59.7%）であるが、複数団体への一括納付により、納付件数（納税者の口座から引き落とされた件数）は約235万件（前年同期：約152万件、+54.6%）となっている。こうした同システムの利用によるメリットは、納税者等のみならず、地方団体や指定金融機関等にも及ぶが、その効果は、利用が促進されるにつれて高まるものである。他方で、同期間ににおける納付金額約4.5兆円（前年同期：約2.9兆円、+55.2%）は、令和4年度における対象税目の決算額の20%程度であることから、今後、同システムを活用した電子納税を更に伸ばす余地は大きいものと考えており、国税当局と連携しつつ、更なる活用に向け、法人、個人事業主及び税理士会等への周知等に取り組んでいただきたいこと。

また、各地方団体においては、職員に係る源泉所得税及び個人住民税（給与所得及び退職所得に係る特別徴収分）の納付について、e-Tax 及び e-LTAX を利用することにより会計担当課等や指定金融機関における事務の効率化に繋がることから、積極的な利用に取り組んでいただきたいこと。

- ④ 地方税共通納税システムの対象税目・納付手段の拡大に合わせ、令和5年度から導入した地方税統一QRコード（e-L-QR）の活用については、納税者はもとより、金融機関や地方団体にとってもメリットが大きいものであることから、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（2022年12月21日デジタル臨時行政調査会）において「令和5年度から地方税統一QRコード印字を必須としている4税（固定資産税、自動車税等）に加えて、その他の地方税（確定税額通知分）の納付書についても、令和6年度から原則当該QRコードを印字する」と示されていることを踏まえ、確定税額の格納が可能である各種税目の納付書には、原則当該QRコードの印字を行っていただきたいこと。その際、「確定税額通知分」として、随時課税分、督促分等が含まれることにご留意いただきたいこと。

また、当該QRコードの印字においては、基幹システムの開発事業者とも調整の上、格納値は適切な設定・確認を徹底すること。

なお、上記に係るシステム改修に要する経費については、令和6年度において普通交付税措置を講ずることとしていること。

- ⑤ キャッシュレス納付の普及拡大は、納税者の利便性向上や社会全体のコスト縮減に資するものである。

「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）において「令和7年（2025年）6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す」とされていることや、e-L-QRを活用した電子納付が開始されたことを踏まえ、各地方団体においても、e-L-QRを活用したスマートフォン決済アプリやクレジットカードによる納付の他、口座振替等のキャッシュレス納付の推進に向けた環境整備や周知・広報などに積極的に取り組んでいただきたいこと。

- ⑥ 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和5年9月8日閣議決定）に基づき、住民登録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な20業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を関係府省において作成した上で、各事業者が、標準仕様に準拠して開発したシステムをガバメントクラウド上に構築し、令和7年度までに各地方公共団体が当該システムに移行することを目指すこととされているため、各地方団体においては、その準備を進めていただきたいこと。

基幹税務システム（対象税目等は、個人住民税（森林環境税を含む。）、法人住民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税及びこれらに係る収

滞納管理)については、「税務システム標準仕様書【第3.0版】」を令和5年8月31日に公表したところである。毎年の税制改正の内容等を本仕様書に反映させることは、「政策上必要と判断される」(「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」(令和5年10月27日デジタル庁))ことから、今後も改定を行う予定であること。

なお、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについて、所要の移行完了の期限が設けられるとともに、この場合でも、令和7年度末までに、当該システムをデータ要件の標準に関する標準化基準には適合させることとされたことに留意すること。

- ⑦ 給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子的「正本」通知については、令和6年度課税分から、特別徴収義務者が申出をしたときは、電子で通知しなければならないこととされていることを踏まえ、適切に対応いただきたいこと。
- ⑧ 給与所得に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）については、令和6年度課税分から、個々の納税義務者に電子的に通知する体制を有する特別徴収義務者が申出をしたときは、電子で通知しなければならないこととされていることを踏まえ、適切に対応いただきたいこと。
- また、各地方団体においては、特別徴収義務者としての立場もあることから、個々の納税義務者に対して特別徴収税額通知を電子的に送付するため、府内関係部署と連携を図る等、準備を進めていただきたいこと。
- ⑨ 市町村から国税当局に送信される扶養是正情報等のデータ送信は、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化を図る観点から重要な取組であることから、書面により提供を行っている市町村は、eLTAXを利用した扶養是正情報等のデータ送信を早急に開始するよう積極的に取り組んでいただきたいこと。
- ⑩ 個人住民税において扶養控除等を公正に適用するため、市町村が扶養に関する情報をより効率的に把握できる情報連携の仕組みを検討することとしており、具体化に向けて、各市町村の基幹税務システム、自治体中間サーバー、情報提供ネットワークシステムの改修等を行う必要があることから、今後の検討状況等を踏まえて、関係機関等と適切に調整を進めていただきたいこと。
- ⑪ 令和5年度税制改正において、国税の源泉徴収票の提出方法の見直しが行われ、令和9年1月1日以降に提出すべき給与所得及び公的年金等の源泉徴収票について、給与等の支払をする者が、市町村長に給与支払報告書等を提出した場合には、税務署長に給与所得等の源泉徴収票を出したものとみなすこととされていること。

詳細について、現在、国税庁と調整を行っているところであり、今後必要な情報提供を行う予定であること。また、標準仕様書についても、当該要件を実装するための改定を予定していること。

- ⑫ 地方税の処分通知等（課税明細書等の添付書類を含む。）については、納稅義務者である事業者等から、書面による通知と合わせて、容易に判読可能なデータ形式での提供が求められた場合には、各地方団体においては、事業者等からの求めに応じて当該データを提供することについて、積極的に検討いただきたいこと。
- ⑬ 地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割の納稅通知書（課税明細書を含む。）及びそれに付隨する納付書について、納稅者等からの求めに応じて、e-LTAX及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組を進めることとしていること。このほか、令和8年9月のe-LTAX次期更改にあわせて、納稅者等の利便性の向上及び地方団体の事務負担の軽減に向けた機能改善を行うこととしている。次期更改に係る見積参考資料等が令和6年上半期に提示される予定であり、地方団体においても必要なシステム改修等の準備を進めていただきたいこと。

また、地方税共同機構の負担金については、同機構が地方税務手続の全国統一的なデジタル化に果たす役割が拡大していることから、各地方団体において、必要な予算措置を講じていただきたいこと。

なお、地方税共同機構の負担金に要する経費については、令和6年度において普通交付税措置を講ずることとしていること。

- ⑭ 地方団体における手続上の書式・様式に関し、特に、経済活動に影響するものであって、一事業者が複数地方団体との間で申請等の手続を行うもの等については、事業者の負担を踏まえた改善方策が検討され、「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）において、事業者の負担を軽減するための方策が示されていること。

特に、財産調査で用いる金融機関照会様式、給与等照会様式及び競争入札参加資格申請用の納稅証明書の交付申請様式については、全国地方税務協議会（現：地方税共同機構）において統一様式が取りまとめられており、このうち、各種照会様式については「税務システム標準仕様書【第3.0版】」にも定められているところであるため、これら統一様式の使用について、積極的に取り組んでいただきたいこと。

- ⑮ 行政機関と金融機関間で行う預貯金等の照会・回答については、原則書面で行われており、双方において大きな業務負担となっていること。これを受け、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）においては、「行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る」とこととされている。各地方団体においては、地方税関係の照会・回答が多くを占めている現状を踏まえ、金融機関との間の預貯金等照会・

回答業務のデジタル化について、積極的に検討いただきたいこと。

(2) 地方税分野におけるマイナンバーの利用等

① マイナンバーの紐付け・副本登録の徹底

令和6年度与党税制改正大綱において、「今後、デジタル社会の基盤として個人番号（マイナンバー）を活用することがますます重要になる。このため、課税情報とマイナンバーの紐付けが確実に行われることが必要であることから、地方公共団体において適切かつ速やかな紐付け及び副本登録が確実に行われるよう促すこととし、令和6年度中を目途に地方公共団体における実施状況のフォローアップを行う。」とされたところであること。

また、「個人住民税に係る課税情報のマイナンバーとの紐付け及び副本登録の徹底について（依頼）」（令和5年11月15日付け総税市第108号総務省自治税務局市町村税課長通知）において、デジタル庁が策定した「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年10月5日）を踏まえ、必要な取組を行っていただくよう依頼しているところであること。

については、上記を踏まえ、特別徴収義務者や納税義務者に対して、給与支払報告書等の提出時にマイナンバーを確実に記載するよう働きかけを行うとともに、特に地方税法第294条第3項に規定する住民登録外課税者について、マイナンバーと課税情報を紐付けていない場合は、適切かつ速やかに紐付け、自治体中間サーバーに特定個人情報の副本データベースを登録する等、取組を行っていただきたいこと。

なお、各市区町村の紐付け及び副本登録の実施状況については、フォローアップを令和6年度中に実施することとしていること。

② 個人住民税に係るマイナンバー情報総点検終了後の取組

マイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検として、個人住民税の課税情報についても、紐付けが正確に行われているか確認作業を実施してきたところであるが、令和5年12月12日のマイナンバー情報総点検本部（第5回）において、「総点検終了後も、新規の紐付け誤りを防止することが必要であるため、申請時や更新時といった本人確認の際に、通常業務において定期的なマイナンバーの確認を徹底する。」とされたところであること。

については、個人住民税において、次の事項に十分留意していただきたいこと。

ア 住民登録外課税者の課税情報とマイナンバーとの紐付けを新たに行う場合は、特別徴収義務者や納税義務者からマイナンバーを確実に取得した上で、マイナンバーの確認を徹底すること。

イ マイナンバーとの紐付けが既に行われている住民登録外課税者の課税情報についても、紐付け誤りがないかの確認を実施することが予定されており、具体的な実施方法等について、関係府省から示される予定であることから、これに沿って確認作業に取り組むこと。

③ 個人住民税以外の地方税分野におけるマイナンバーの利用等

課税情報や納税義務者等の情報とマイナンバーとの紐付けは、地方税の適正な課税に資するものであることから、各地方団体においては、事業者等の協力も得ながら納税義務者等のマイナンバーを把握した上、課税情報等との積極的な紐付けを進めていただきたいこと。

特に、固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けに関しては、納税義務者の死亡の事実を適時に把握することが、固定資産税の適正な課税のために重要であることから、積極的に進めていただきたいこと。

具体的には、住民基本台帳との連携を図るとともに、住所地が課税団体と異なる納税義務者については、マイナンバーを用いて住民基本台帳ネットワークにより照会を行うことで、死亡の事実を適時に把握することが可能であるので、適切に活用されたいこと。なお、詳細については、「固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けの推進について」（令和4年9月27日付け総税固第57号総務省自治税務局固定資産税課長通知）において周知しているところであるが、今後、マイナンバーの紐付けに関する取組状況の調査や紐付けの具体的な方法に関する情報提供を行う予定であること。

また、上記第一2(5)で示している納税通知書等のデジタル化の仕組みの導入に向けた取組においても、課税情報とマイナンバー等の紐付けを進めることが望ましいものであること。

④ 入力業務等の委託

地方税分野におけるマイナンバーの利用に際しては、一部の地方団体からマイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託された事業者が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に違反して、当該業務を無断で再委託していた事案が発生したことを踏まえ、マイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託する場合には、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）の内容に留意し、

ア　委託先において、作業場所や人員等に関して、地方団体が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか、あらかじめ確認する。

イ　委託契約の締結にあたっては、許諾なき再委託の禁止や委託先に対する実地調査を行うことができる規定等を盛り込む。

ウ　委託先における特定個人情報の取扱状況を把握するため、定期的な実地調査や作業状況の報告聴取等を実施するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を徹底していただきたいこと。

(3) 地方税法第382条に基づく登記所から市町村長への通知（以下「登記済通知」という。）及び登記済通知と併せて提供されている地図及び図面情報並びに同法第422条の3に基づく市町村長から登記所への通知（以下「評価額通知」とい

う。)については、令和2年1月から、電子データのオンラインによる受渡しが可能となっており、市町村と管轄登記所との間で協議を行い、積極的にオンラインによる受渡しを行うよう努めていただきたいこと。

また、従来、オンラインによる受渡しを行うためには、市町村長と管轄登記所との間で覚書を締結することが必要とされていたところであるが、今般、法務省との協議により、市町村長と管轄登記所との間でオンラインによる提供を実施することの協議が調った場合は、当該覚書を締結する必要はないものとされたので、ご留意願いたいこと（「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化の更なる推進について」（令和6年1月9日付け総税固第1号総務省自治税務局固定資産税課長通知））。

受渡し方法やデータ形式等の詳細及び留意事項については、「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化等について」（平成31年4月26日付け総税固第31号総務省自治税務局固定資産税課長通知）、「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知に係るオンライン化等に関する留意事項について」（令和元年12月27日付け総税固第48号総務省自治税務局固定資産税課長通知）等を参照いただきたいこと。

また、「税務システム標準仕様書【第3.0版】」（令和5年8月31日公表）において、登記済通知の電子データを固定資産税システムへ取り込める機能及び評価額通知による通知項目をCSV形式で出力する機能を【実装必須機能】として定めているため、登記済通知及び評価額通知の際には、それらの機能を積極的に利用されたいこと。

なお、市町村長から都道府県知事への固定資産評価額等の通知については、令和8年度に予定されているeLTAXのシステム更改に合わせて、eLTAXにより通知が可能となる予定であるため、活用されたいこと。

(4) 適格請求書等保存方式への対応等

① 適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月1日から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、次の事項に留意いただきたいこと。

ア 地方公共団体の一般会計又は特別会計から仕入れを行った事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、それぞれの会計が、税務署長から適格請求書発行事業者の登録を受け、仕入れを行った事業者に対して、適格請求書等を交付する必要があること。

この点、現時点では適格請求書発行事業者の登録を受けていない特別会計においては、その性質上、例外的にインボイス制度への対応を要しない会計もあり得るところであるが、新たに消費税の課税取引が生ずる場合等、今後、適格請求書発行事業者の登録を受ける必要が生じた際には、速やかにその登録申請を行うなど適切に対応いただきたいこと。

同様に、新たに特別会計を設置した場合には、設置日以後に登録申請を行

うこととなるが、特別会計の設置日の属する課税期間の初日から登録を受ける旨を記載した登録申請書を、その課税期間の末日までに提出した場合、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされる特例が設けられていること。ただし、登録申請書を提出してから、登録通知を受けるまでは一定の期間を要することから、早期にインボイスを交付するためには、特別会計の設置日以後速やかに登録申請を行う必要があること。

また、デジタル庁において、政府機関・地方公共団体、民間事業者のバックオフィス業務のデジタル化を進めるため、国際的な標準仕様であるP e p p o l (ペポル) をベースとしたインボイス (P e p p o l e - i n v o i c e) の普及・定着に向けた取組を行っていることから、地方公共団体においてもデジタルインボイスを積極的に導入いただきたいこと。

なお、現在、民間のサービスプロバイダーによりP e p p o l e - i n v o i c e 対応サービス・プロダクトが広く展開され、民間事業者等の間で利活用が進むとともに、政府調達においても、令和5年10月より、電子調達システム (G E P S) 等によるP e p p o l e - i n v o i c e の受領が可能となっていること等も参考としていただきたいこと。

(注) 日本におけるP e p p o l e - i n v o i c e の標準仕様は、日本のP e p p o l Authority (管理局) であるデジタル庁が開発・公表している。

イ インボイス制度への事業者としての対応については、「地方公共団体におけるインボイス対応Q & A【未定稿】」（令和6年1月18日版）を参照いただきたいこと。

ウ インボイス制度の円滑な実施と定着のため、国税局、税務署や地域の事業者団体等と連携した制度の周知・広報に協力いただくほか、各府省庁等が作成する広報素材（リーフレット等）を事業者が参考するイベントや地方団体の窓口等で配布したり、インボイス制度に関する周知を各地方団体の広報誌において行うなど、各地方団体において主体的に周知・広報を行っていただきたいこと。

その際、制度の内容に加え、制度対応に係る事業者向けの支援措置等についても、周知・広報いただきたいこと。

エ 新たに課税事業者となった事業者等からの申告や納税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進するなど、積極的な相談対応について、国税庁、税務署に協力いただきたいこと。

また、消費税及び地方消費税の確定申告における国税庁、税務署への協力については、「消費税及び地方消費税の確定申告における期限内納付等に関する広報・周知について（依頼）」（令和5年12月27日付け総税都第61号通知）も参照いただきたいこと。

② その他地方消費税に係る事項

ア 引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会

保障施策に要する経費に充てるものとすることが地方税法上明記されており、各地方団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総税都第2号総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において明示することにより議会に対しその使途を明らかにするとともに、住民に対しても周知することが適当であること。

イ 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大として、地方団体による消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談等を一層推進することとしているので配慮いただきたいこと。

(5) ゴルフ場利用税の特別徴収義務者であることを証する証票については、これをゴルフ場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならないとされているところ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、デジタル社会の実現に向けた構造改革が求められていることを踏まえ、各地方団体においては、納税者（ゴルフ場利用者）の利便性向上に資するため、当該ゴルフ場での証票の掲示に加え、その記載事項を一覧にして地方団体のホームページにおいて掲載するなど、インターネットを活用した特別徴収義務者に係る情報の公表に積極的に取り組んでいただきたいこと。

(6) 新たな在留資格の創設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）が平成31年4月から施行されたところであるが、外国人労働者について、適切な納税が行われるよう、管内の事業者に対して、従業員からの特別徴収の適切な実施、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人制度について、より一層の周知を図っていただきたいこと。

また、外国人労働者の転入等の手続の機会に、これらの制度も含め、円滑な納税に資する情報提供に取り組んでいただきたいこと。総務省としても、外国人労働者及び外国人労働者を雇用する特別徴収義務者に個人住民税や特別徴収等の制度内容をより一層理解していただくため、当該制度内容を記載した広報素材を提供しているので、各地方団体において、積極的に広報に取り組んでいただきたいこと。

(7) 上記第一2(2)で示している扶養控除等の見直しについては、「扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において適切な措置を講ずるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある」とされた上、「令和7年度税制改正にお

いて、これらの状況等を確認することを前提に、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る」とこととされているため、各地方団体において、財政部局、福祉・教育関係部局等と連携の上、独自に実施している事業について、扶養控除の見直しにより不利益が生じないよう検討いただきたいこと。また、その検討状況について、別途調査を実施する予定であること。

(8) ふるさと納税については、その制度趣旨を踏まえ、寄附金の使途について創意工夫が図られることが望ましいものであり、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組などを進めていただくことが重要であること。

ふるさと納税指定制度下においては、毎年7月中に申出を行う際に提出する様式に、次の指定対象期間において提供予定の返礼品について全て記載することとしているが、当該申出時点のみならず、指定を受けている期間を通じて、各指定基準に適合する必要があるため、各地方団体は、自団体が取り扱う返礼品等が各指定基準に適合していることを、常に確認するとともに、指定対象期間の開始後に新たに提供を開始しようとする返礼品等については、あらかじめ、都道府県を通じて総務省に提出すること。その際、類似する返礼品等が他の地方団体において提供されていること等は基準に適合している理由とはならないため、「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」（令和5年7月21日付け総税市第80号総務省自治税務局市町村税課長通知）、「ふるさと納税制度の適正な運用について」（令和5年9月28日付け総税市第100号総務省自治税務局市町村税課長通知）等を参照の上、基準適合性について適正に判断するとともに、基準適合性に疑義が生じた場合には、速やかに当該返礼品等の取扱いを停止した上で、総務省への照会を行う等、適切に対応すること。

なお、上記の「ふるさと納税制度の適正な運用について」において、次に掲げる返礼品等について、今後、地場産品基準への該当の適否に係る線引き等を検討した上で、告示やQ&Aの改正を行うことを検討することとしていることを踏まえ、各地方団体においては、このようなものを返礼品等に用いることを見合わせることも含め、地場産品基準を設けている趣旨を踏まえた適切な対応を行っていただきたいこと。

- ・ 区域外産の肉で、区域内でと畜や枝肉からの精肉加工を行っているもの
- ・ 各地方団体の区域内で提供されている役務ではあるが、全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なもの
- ・ 区域内における工程が、返礼品等の製造・加工ではなく、企画立案等であるもの

また、返礼品等の選定・調達、広告等の一部又は全部を外部事業者に委託している場合であっても、各指定基準に適合しなくなったと認められたときは指定取消しとなり得るものであるため、その内容の確認を十分に行うなど適切に対応す

ること。特に、返礼品として提供される食品について、産地名の表示を偽る事案が複数発生しているが、地方団体が必要と考えられる対応を取ることなく、返礼品を取り扱う事業者が産地名の表示を偽ることで地場産品基準に違反した場合は、指定取消しとなり得るものであることに留意すること（「ふるさと納税の返礼品として提供される食品の表示に係る関係法令遵守について」（令和5年12月27日付け総税市第119号総務省自治税務局市町村税課長通知））。

令和5年10月から始まる指定対象期間においては、寄附金受領証の発行やワンストップ特例に係る事務に要する費用、ポータルサイトの運営事業者等に対して支払う費用など、ふるさと納税の募集を行ったことや寄附金を受領したことにより発生したと考えられる費用は、全て、寄附金受領額の5割以下とすべき「募集に要する費用」に含まれることとなったところであり、5割を超過した場合は指定取消しの対象となり得るものであることから、募集費用の縮減に努めること。また、受領した寄附金については、寄附者の意図を踏まえ適切に活用するとともに、寄附金の使途や寄附金を活用した事業の成果等については積極的な公表に努めること。

ワンストップ特例申請については、複数のポータルサイト事業者等により、マイナンバーカードを利用してオンラインで申請できるサービスが開始されているが、オンライン申請は、寄附者及び地方団体の双方の事務負担の軽減につながると考えられることから、積極的に取り組んでいただきたいこと。

(9) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、地域産業を支える人材の育成をはじめ様々なプロジェクトに取り組む地方団体と、寄附を行う企業のパートナーシップを通じ、地方創生の実現を図ろうとするものであり、令和2年度税制改正において控除割合の引上げや手続の簡素化等が行われたことも踏まえ、積極的な取組を進めていただきたいこと。

(10) 森林環境税・森林環境譲与税

① 森林環境税の課税開始

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（平成31年法律第3号）に規定する森林環境税について、令和6年1月1日に施行され、6月から課税が開始されることから、「森林環境税の賦課徴収における市町村の事務に係る処理基準について」（令和4年9月9日付け総税市第76号総務省自治税務局长通知）等に沿って適正に事務処理を行う必要があること。

なお、個人住民税において定額減税が実施される予定であり、森林環境税の徴収方法については、個人住民税均等割の徴収方法と同様となることに留意すること。

また、令和6年度においても、制度に対する住民の理解を深めるために、広報誌への掲載や納税通知書に同封する書面への記載など、制度の周知に引き続き努めていただきたいこと。なお、広報に要する経費については、令和6年度

において普通交付税措置を講ずることとしていること。

② 森林環境譲与税の活用等

森林環境税及び森林環境譲与税は、国民一人一人が等しく負担を分かち合い、地球温暖化防止、災害防止等の役割を担う森林を支える仕組みとして創設されたことを踏まえ、譲与税を森林整備や木材利用等に一層有効に活用するとともに、その使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表し、その事業の実績や効果について、住民に対する説明責任を十分に果たしていただきたいこと。

なお、令和6年度の譲与については、次の事項に留意していただきたいこと。

ア 課税開始に伴い、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に加えて森林環境税の収入額が森林環境譲与税として譲与されること。

イ 森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積及び人口の譲与割合を見直すこととされていること。

(11) 屋外分煙施設等の整備の促進については、「健康増進法」（平成14年法律第103号）において望まない受動喫煙の防止に必要な環境の整備等が地方団体の努力義務とされていること及び令和6年度与党税制改正大綱を踏まえ、望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保を図るため、駅前・商店街・公園などの場所における公共又は民間の屋外又は屋内の分煙施設の整備が考えられることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、地方たばこ税の活用を含め、必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組んでいただきたいこと。

また、今後、分煙施設の整備促進について別途通知する予定であるとともに、各地方団体の整備方針や実施状況等を把握する予定であること。

なお、地方団体が行う一定の屋外分煙施設の整備に要する経費については、特別交付税措置を講じているところであるが、令和6年度からは民間事業者等が行う一定の屋外分煙施設の整備に対する助成に要する経費についても当該措置の対象に追加することとしており、これも踏まえ、積極的に整備に取り組んでいただきたいこと。

(12) 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その使途を明確にすること。

なお、通常国会に提出予定である「都市緑地法等の一部を改正する法律案」（仮称）において、特別緑地保全地区内の土地の買入れ及び機能維持増進事業について、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画に基づく都市計画事業の認可み

なし制度を創設する予定であり、この場合、当該土地の買入れ等に要する費用について、都市計画税を充てることができるものとなること。

(13) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その使途を明確にすること。

(14) 本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震に係る対応については、「令和6年能登半島地震による被災者に対する減免措置等について」（令和6年1月9日付け総税企第2号総務省自治税務局長通知）により通知しているところであるが、引き続き、災害が発生した場合には、被害の実態を踏まえて、地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置について、迅速かつ適切な対応を図るよう努めていただきたいこと。

(15) 地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあっては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配意していただきたいこと。

(16) 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、課税誤りが生ずることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、適正かつ公平な税務執行に努めていただきたいこと。

このうち収納・徴収に関する取組については、民間事業者への業務委託、徴収事務の共同処理などの取組のほか、近年、クレジットカード納付やスマートフォン決済アプリによる納付など各地方団体における収納手段の多様化や地方税共通納税システムを通じた電子納付の推進が図られ、令和5年4月からはほぼ全ての地方団体においてe-L-QRを活用した納付が可能となるなど、納税者の利便性の向上が図られている。これらの取組は地方団体における徴収率の向上にも寄与するものと考えられ、一層の取組を促進する必要があること。

なお、上記第二（1）④のとおり、確定税額の格納が可能である各種税目の納付書には、原則e-L-QRの印字を行っていただけるよう、各地方団体において必要な準備を確実に進めていただきたいこと。

(17) 悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮屈させるおそれがあるときは、

その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。

また、納税相談等の地方税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進していただきたいこと。

なお、犯罪被害者等への対応に当たっては、「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）の趣旨や「犯罪被害者等の保護・支援に係る地方税における適切な対応について」（令和5年6月14日付け自治税務局企画課事務連絡）を踏まえ、犯罪被害者等の事情に十分配意し、丁寧かつ適切な対応をいただきたいこと。

(18) 滞納整理などの徴収事務においては、関連法令等に関する専門的な知識や経験の蓄積が求められるが、行革の推進等により地方団体の税務職員数は減少傾向にあることから、税務職員が研修を受講する機会の充実に加え、広域連合や一部事務組合等の仕組みを活用した広域的な連携により徴収事務を共同処理すること等も併せて検討することが求められること。

(19) 税務行政においては、個人情報の誤った取扱いにより、納税者に損害や不利益を与えることがないよう、地方税の賦課徴収に関する個人情報の取扱いに万全を期していただきたいこと。その際には、納税者の住所や家族等に関する情報など、当該団体内の他の部署が主として取得・保有し、税務当局においても活用している情報についても、その取扱いに万全を期していただくとともに、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための適正な事務執行の徹底について（周知）」（令和元年6月27日付け自治税務局企画課事務連絡）を踏まえ、適正な事務執行を行っていただきたいこと。

(20) 租税の役割や納税の意義等について児童・生徒や地域住民の理解を深めるための租税教育については、関係機関との連携や地域の実情に応じた独自の取組等、引き続き、その充実に向けた取組を推進していただきたいこと。

(21) 所有者不明土地対策等に資するため、次に掲げる各個別法に基づく関係部局からの情報提供の求めに応じて、地方団体の税務部局が固定資産課税台帳の一定の情報を関係部局に提供したとしても地方税法第22条の守秘義務に抵触しないものと解される旨について、これまで各個別法の改正等の際に通知しているところであり、各地方団体においては、引き続き適切に対応いただきたいこと。

① 「森林法」（昭和26年法律第249号）第191条の2に基づく林務担当部局からの情報提供の求め（「固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取り扱いについて」（平成24年3月26日付け総税

固第14号総務省自治税務局固定資産税課長通知)、「固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取扱いについて」(令和2年6月15日付け総税固第39号総務省自治税務局固定資産税課長通知))

- ② 「農地法」(昭和27年法律第229号)第51条の2に基づく農業委員会等からの情報提供の求め(「固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の取扱いについて」(平成26年3月31日付け総税固第23号総務省自治税務局固定資産税課長通知)、「固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の取扱いについて」(令和5年3月24日付け総税固第19号総務省自治税務局固定資産税課長通知))
- ③ 「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号)第10条に基づく空家等担当部局からの情報提供の求め(「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」(平成27年2月26日付け総税固第15号総務省自治税務局固定資産税課長通知))
- ④ 都市再生特別措置法第109条の13又は第109条の21に基づく都市計画担当部局からの情報提供の求め(「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する低未利用土地等の所有者に関する情報の内部利用等について」(平成30年7月13日付け総税固第54号総務省自治税務局固定資産税課長通知)、「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内の土地等の所有者に関する情報の内部利用について」(令和2年9月7日付け総税固第53号総務省自治税務局固定資産税課長通知))
- ⑤ 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」(平成30年法律第49号)第43条又は第44条に基づく所有者不明土地等担当部局又は登記官からの情報提供の求め(「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴う固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地の所有者等に関する情報の取扱い等について」(平成30年11月15日付け総税固第73号総務省自治税務局固定資産税課長通知)、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地の所有者等に関する情報の取扱い等について」(令和4年11月1日付け総税固第71号総務省自治税務局固定資産税課長通知))
- ⑥ 「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」(令和元年法律第15号)第8条に基づく登記官からの情報提供の求め(「固定資産課税台帳に記載されている表題部所有者不明土地の所有者等に関する情報の取扱い等について」(令和元年11月22日付け総税固第37号総務省自治税務局固定資産税課長通知))
- ⑦ 「国土調査法」(昭和26年法律第180号)第31条の2に基づく地籍調査部局からの情報提供の求め(「地籍調査における固定資産税の課税のために

利用する目的で保有する所有者等関係情報の内部利用等について」（令和2年6月15日付け総税固第40号総務省自治税務局固定資産税課長通知）

- ⑧ 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（令和3年法律第84号）第7条又は第22条に基づく内閣総理大臣からの情報提供の求め（「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行に伴う固定資産課税台帳に関する情報の取扱い等について」（令和4年12月27日付け総税固第81号総務省自治税務局固定資産税課長通知））
- ⑨ 「不動産登記法」（平成16年法律第123号）第151条に基づく登記官からの情報提供の求め（「登記官の職権による登記又は地図の作成のための固定資産課税台帳に関する情報の取扱い等について」（令和5年3月22日付け総税固第25号総務省自治税務局固定資産税課長通知））